

令和3年第7回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月6日(火) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 浜玉市民センター 1階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	9 番 内山敏彦	10 番 阿蘇孝市
11 番 井上順一	12 番 伊藤富幸	13 番 石川利恵
14 番 峯 政敬	15 番 松本耕一	16 番 峯 直子
17 番 吉田 哲	19 番 阿部 太	
4. 欠席委員
8 番 三塩政廣、18 番 宮崎隆広
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第42号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第43号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第44号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第45号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第46号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第47号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第48号
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係副主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係副主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	栗原 和成
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室職員	鬼塚 勝臣
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也
七山分室職員	金丸 翔

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号8番三塩委員、18番宮崎委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は、17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) ただいまより令和3年第7回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号13番石川利恵委員、議席番号14番峯政敬委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読する前に、議案の訂正がございます。(訂正内容の詳細)…。今回議案をお手元にお配りしております。これを差し替えの上、訂正としたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。 それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第42号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について2件、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について15件、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について9件、議案第46号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について7

件、議案第４７号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について１１件、議案第４８号空き家等に付随した特例農地の指定申請について１件、計７議案４７件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては、議案書をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 事務局長が報告いたしましたとおり、今回の付議事項は、議案第４２号から第４８号までの７議案４７件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集１ページ、議案第４２号農地法第５条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号１番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の１ページをご覧ください。整理番号１番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田４筆、面積は合計で４，７８２平方メートルです。

現況は、造成工事中です。この案件は、令和2年12月25日付けで建売分譲住宅の転用許可を受けておりましたが、区画数の変更に伴い、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1から2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、当初計画時に金融機関からの融資証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは、特にありません。大きな変更点としまして、当初計画より17区画を16区画に縮小し、縮小により生じたスペースを駐車場の台数拡大と庭に変更するレイアウトとなっております。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側道路側溝へ放流し、汚水は北および西側道路の公共下水道へ接続する計画です。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。前回申請時と変更はありません。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明いただき

まして、これは前案件が出て、3日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の2ページ、整理番号2番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田4筆、面積は合計4,169平方メートルです。造成工事中です。この案件は、令和3年3月22日付けで建売分譲住宅の転用許可を受けておりましたが、区画数の変更に伴い、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5から6ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額借入金で、当初計画時に金融機関からの融資証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは、特にありません。大きな変更点としまして、当初計画より18区画を16区画に縮小し、縮小により生じたスペースを各区画に割り振り、1区画当たりの面積が最大で82.6平方メートル拡大するレイアウトになっております。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側道路側溝へ放流し、汚水は西側道路の公共下水道へ接続する計画です。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。前回申請時と変更はありません。許可の基準は7番となっています。

整理番号2番について説明を終わります。すみません、最初に申しました筆数ですけど、田1筆の間違いでした。失礼いたしました。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。今事務局から詳しく説明があったとおりでございます。8ページの配置図を見てもらえればわかるとおり、18区画から16区画になったということです。3日の日に東部調査会で現地を確認していただきました。問題ないということで、皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、議案第 4 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 3 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 3 8 2 平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1 メートルの盛土を行い、周囲には縁石およびコンク

リートブロックを新設、東側市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に設置する雨水枥を介して北側水路へ放流し、汚水は東側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これは今事務局からも詳しく説明いただきまして、ちょうど図を見てもらうと、〇〇〇〇〇、〇〇の通りの、周りは住宅に囲まれた所でございます。3日の日に東部調査会で調査していただきまして、問題ないということです。皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号2番を議題と

農地係長

します。それでは事務局に概要を説明させます。

はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑２筆、面積は合計で３２２平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１２ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１３ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１４ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１．４メートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを新設し、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。

	許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。
	整理番号2番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。
脇山久利委員	はい。2番の脇山です。今事務局からも詳しく説明していただきまして、東部調査会でも3日の日に調査をしていただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で386平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、

資料図の 15 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、16 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、17 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年9月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北、南側は既存コンクリートブロックを利用、東側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側道路側溝へ流し、汚水は東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、区長、土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。ただいま詳しく説明がありましたように、ここも全部住宅に囲まれておりまして、何も問題なかろうとということでございました。皆様のご審議をよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の４ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２３２平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１８ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１９ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２０ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

最大10センチメートルの盛土を行い、北側境界は既存コンクリートブロックを利用、東、西側は新設し、南側市道より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枥を介して東側水路へ流し、汚水は南側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。3日の日に現地調査をいたしまして、宅地化が進んでおり、何も問題ないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ほかに質疑や異議はございませんか。

議長 (異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号5番を議題と

農地係長

します。それでは事務局に概要を説明させます。

はい。整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、畑２筆、面積は合計で１，１６０平方メートルです。現況は、一部水田を除き、休耕地の状況です。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２１ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２２ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２３ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、法定外公共物（道路）工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大１メートルの盛土を行い、北側は既存コンクリートブロックを利用、区画内はコンクリートブロックを新設、南側は道路側溝を新設し、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を通して、西側の道路に暗渠を設置、西側河川へ放流し、汚水も西側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

	見書が添付されています。
	立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。
	整理番号5番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。
吉田哲委員	17番吉田です。ここも宅地化が進んでおりまして、3日の日に現地調査をいたしまして、何も問題なかろうということとございました。皆様のご審議をよろしく願います。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は90平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の

24ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、25ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、26ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、令和3年12月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.5メートルの盛土および40センチメートルの切土を行い、東、南は既存コンクリートブロックを利用、西側はコンクリートブロックを新設し、北側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ流し、汚水も北側市道の公共下水道へ接続放流させる計画です。

町内会会長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員

15番松本です。7月3日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇の〇〇〇の所をずっと山のほうに向かっていった突き当りの角の所ですね。この地図で見ても

らうと、大きく下の南側のほうに宅地とありますけれども、ここはもう畑で利用されております。で、段差がちょうど腰の高さぐらいまで、ここの宅地という部分が低い状態です。で、雑種地と畑と書いてある部分は同じ高さですね。どういうふうにご利用されるのか、その高低差をそのまま利用されるのかっていうのがちょっと自分の中では疑問だったんですけども、ほかの皆さんは大丈夫だということだったので、皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 5 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は 5, 0 3 3 平方メートルです。現況は、残土処分場となっております。目的は、残土処分場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 7 ページ

をご覧ください。隣接地の地目などについては、28ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、29ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。当該地については、平成30年3月29日付けで令和3年6月29日までの一時転用許可を受けていたが、予定の計画高に達しておらず、引き続き3年間一時転用する計画です。転用については、許可後に継続搬入する計画です。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、最高17.5メートルの盛土を行い、土羽、石積みによる土留め工事を行う計画です。排水について、雨水のみで、敷地内に集水桝、有孔排水管等排水設備を設置しており、敷地西側に2か所の沈殿水槽が設けられており、公共工事発生残土処理施設設置協定書により、地元の同意を得て既存水路へ接続放流されています。

生産組合長および区長から条件つき同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

	ます。
松本耕一委員	15番松本です。7月3日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇って皆さんおわかりでしょうか。その下側になるんですけど、谷をですね、もう丸ごと埋めているんですよ。ここは追加での申請となっておりますけれども、28ページのほうを開いていただいて、これがまだ左上のほうに延長していく計画の予定もございます。それでですね、毎年大雨が降るたびに、川のほうに泥が流れてくるということで、毎回私のほうに苦情が来るんですけども、沈砂池がちょっと心もとないかなというところがございます。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(阿蘇委員「はい。」) はい。阿蘇委員。
阿蘇孝市委員	農業委員にですよ、こういったふうな地域の方から苦情が来ているということに関して、農業委員会としては何か対処とかされているのでしょうか。もしくは松本委員のほうから農業委員会のほうに、申告か何かあったのでしょうか。
農地係・小林	はい。お答えします。先ほど松本委員のほうから、沈砂池が心もとないのか、ちょっと河川のほうの濁りですかね、泥とかが流れてきているんじゃないかというような苦情が地元のほうからあるというお話がありましたけれども、すみません、農業委員会としては、今の話をまったく聞いておりませんで、初めて聞きました。一応、申請者のほうからは、沈砂池等を設けていて、かつ先ほど説明でもありましたけれども、

地元のほうと当初協定書を交わしてありますので、その内容に沿って事業を行っており、また、協定の中で何かあれば、お互い協議して変更してやっていくようなかたちで協定が結ばれておりますので、それに沿ってしていただければ、ある程度問題ないのかなと考えてはおりました。以上です。

議長 （松本委員「はい。」） はい、松本委員。

松本耕一委員 これは前の時ですもんね。自分が今２期目ですけど、前期の時に大雨があった時に、実際大雨の中この下まで行きました。それで、それも農業委員会のほうにも通達していたんですけども、引継ぎはないんでしょうか。

事務局長 申し訳ありません。今ここにいる職員自体が、３０年の４月からしかいませんので、その内容を聞いた者がたぶんいないのかなと思います。先ほど小林が言いましたとおり、問題があればその協定がありますので、そこで対応できているものとするんですけど、それがもしできないようであれば、その協定に基づいてもう１回話し合いをするべきか、話を聞いていただけないようであれば、農業委員会を通していいんですけど、またその業者さんと話をしてもいいかと思えますので、そこをもう一度よろしければ確認していただいて、問題があるかどうかですね、もしあるようであれば、もう一度農業委員会のほうに言っていただければ話をしたいと思えますので、それでよければ対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 （伊藤委員「はい。」） はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員

はい。12番の伊藤です。今こういう時期になれば豪雨と
いうのがあるわけですよ。今回の申請地は5,000平米と
かなり面積的にも広いわけで、これで例えば10ミリ雨が降
った場合、相当な量になるわけですよ。それが下のほうに、
どうかたちで汚れ水が流れていくかというのを、やはり
下のほうの方が迷惑になるというようなことでございますの
で、そのへんのところの審査というか、検査というのをしっ
かりと皆さん方からやってもらえば、下の方も安心できる、
また苦情も出てこないということになろうかと思います。豪
雨関係が今からもございますので、ぜひ、排水関係を十分に
考慮して、許可を出していただきたいというふうに思ってお
ります。以上です。

議長

(山添委員「はい。」) はい。山添委員。

山添明委員

はい。6番の山添です。ただいま松本委員から説明があり
ましたが、地元の区長、生産組合長の意見書もついておると
いうことでありますので、結局これに対しては、その意見書
を交わしてあると思います。何か出てきたら、その意見書に
基づいてされると思いますので、私達がとやかく言うことは
なかろうと思うわけですよ。以上です。

議長

(松本委員「はい。」) はい、松本委員。

松本耕一委員

これはですよ、地区と言われるのが、自分達の〇〇〇地区
という所がだいたい田んぼを作っているんですけど、そこの
人達はいいて言うんですよ。そんな自分達の作る田んぼは
ないので。じゃあ私が言った地元はどこかというのと、更にこ

れの下流域にもう少し大きい水路があるんですよ。それを利用されている方々が言われております。そこにはそうですね、200メートルかな、そのぐらいの距離がですね、真砂土とかがもう沈殿してですね、そこから用水するのは難しいという話をよく聞きます。以上です。

議長

はい。事務局長。

事務局長

はい。地元の意見書の中にですね、土砂流出防止については、継続して留意をしていただくという条件がついています。また、道路等に散在している土砂は清掃をしてくださいという意見が出ています。これをもとに今回申請が上がっておりますので、もしそういう状況があれば、農業委員会に言っていただくか、業者に言っていただくか、それはどちらでもいいかと思うんですけども、対応していただけると考えております。今後また雨が降って何か問題がありましたら、事務局のほうに一言伝えていただければ、うちのほうでも対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

事務局長から皆さん方に対しての答えでございしますが、よろしゅうございますか。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集

5 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 8, 1 1 8 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、採石場です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 3 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、市有財産譲渡申請、森林伐採届、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、地下浸透および越流分は敷地内の排水設備を介して敷地内の貯水池に一時貯留し、ポンプアップして西側の既存道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員 はい。15番松本です。7月3日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がちょうど30ページの左側にある位置関係でございます。ものすごく広域な面積で、もうこの図になっている部分は、ほとんど掘り上げられている状態です。どのぐらいというのは見に行かれた人しかわからないかと思いますが、すごいスケールです。なので、さっきの話の続きですけれども、雨が降った時、どうなさっているのかというのがすごく心配になります。ただ、ここに水たまりが1つはありましたけど、それはタイヤ洗うとだけなんですけど、ほかに水たまりがございませんでした。どういうふうに排水しているのか、自分ではちょっと疑問になっています。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。農地係長のほうから再度説明をいたします。

農地係長 はい。排水のほうはですね、これは窪んでいますので、窪んだ所に溜まっていきます。ですから周囲に流れていくことはないですよ。中に一番、ちょうどこの32ページの配置図がありますけど、これの一番北側の所に、水がいったん溜

まします。ここからポンプアップして、もう1か所、今日聞いたんですけど、もう1か所溜めて、その上水だけをまた流して、その既存の水路のほうに行って、最終的に〇〇という所に流れていくということを聞きました。ですので、これはですね、逆にすり鉢状にへこんでいますので、周囲に流れていく心配はないかと思います。以上です。

議長 よろしいでしょうか。排水については、今係長のほうから説明をしたとおりでございます。ほかにご質問ございませんか。(川添委員「はい。」) はい。川添委員。

川添哲也委員 はい。7番川添です。採石業を営むと書いてありますけれども、地目が畑ということで、現実的にもう石だけということでしょうか。荒廃地と言う説明がありましたけれども、石を採石するということでしょうか。

農地係長 今現状はですね、上は山みたいになっていまして、その上の泥を取って、その下にある石を採石されていくという状況です。

川添哲也委員 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。上土をはねて、下の石をとって、粉碎して砂利になるということです。ほかには皆さん質問、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 9 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 9 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 1 3 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 3 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側自己所有の宅地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の既存側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

	立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。 許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が添付されています。
議長	整理番号９番について説明を終わります。 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。
脇山祐治委員	はい。４番脇山です。申請地は、〇〇〇〇〇〇から入って行った所になります。（申請人と転用事情の詳細）…ということで、隣接した所に今回申請が出されております。３日の日に東部調査会で現地を確認しました。問題ないということで、皆様の審議よろしく申し上げます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集６ページ、整理番号１０番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	議案書の６ページ、整理番号１０番について説明します。 申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は９０平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅

です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の３６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、３７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３８ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関からの残高証明書および融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、西側のみコンクリートブロックを新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡を介して北側水路へ流し、汚水は南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項４番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号１０番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

川添哲也委員 ７番川添です。現地は、〇〇〇〇〇〇の南側に位置します。９０平米という家庭菜園的な畑でありまして、現在、家屋の

ほうは解体されて更地になっております。7月1日に南部調査会で現地調査を行いました。特に問題ないということでした。よろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号11番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は607平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の39ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、40ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、41ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、

速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、北、東、西側はコンクリートブロックを新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡を介して南側の道路側溝へ流し、汚水も南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件つき同意、区長、生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

川添哲也委員 はい。7番川添です。これも住宅地の中にあります畑で、不耕作地であります。周辺にも特に農地も見当たりませんで、7月1日に同じく現地調査を行いました。特に問題はないということでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、整理番号 1 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 1 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 2, 4 3 5 平方メートルです。現況は畜舎、倉庫等になっております。目的は、畜舎、管理棟、倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、4 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4 4 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用について農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和 6 0 年頃から畜舎等の農業用施設用地として利用されており、そのことについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、西側道路より耕作道を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ

流す計画です。汚水について、現在は養豚業を廃業されており、発生しない状況です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号12番について説明を終わります。なお、今回の申請案件12、13番については、始末書付きの5条案件となっておりますが、(転用事情の詳細)…に所有権移転をされて、同様に利用されるものです。また、畜舎については、農業資材、機材等の倉庫として利用される計画です。

以上12番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

山添明委員 はい。6番の山添です。ただいま事務局から説明がありましたが、間違いございません。昨日、西部調査会の委員さん方と現地を確認しました。何ら問題はなかろうということでありましたので、皆さん方のご審議のほどよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 7 ページ、整理番号 1 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書 7 ページ、整理番号 1 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 5 2 7 平方メートルです。現況は、倉庫となっております。目的は、農業用倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、4 6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4 7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用について農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和 6 0 年頃から農業用倉庫の用地として利用されており、そのことについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

	見書が添付されています。
	立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が添付されています。
	整理番号１３番について説明を終わります。
議長	地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。
山添明委員	はい。６番の山添です。ただいまの事務局からの説明どおりでございまして、これも昨日西部調査会の委員さん方と現地を確認しましたが、何ら問題なかろうということでございました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集７ページ、整理番号１４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	整理番号１４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は３９８平方メートルです。現況は、野菜畑となっております。目的は、駐車場です。所有権移転に

よるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の４８ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、４９ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、５０ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、令和３年９月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の既存道路側溝へ流す計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項４番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号１４番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

山添明委員 はい。６番の山添です。これも、ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という所で、〇〇〇〇〇の下になります。（申請者と転用事情の

詳細) …ということで、ここを譲ってもらいたいということ
で出しております。昨日 5 日の日に西部調査会の委員さん方
と現地を確認しました。何ら問題なかろうということでござ
いましたので、皆さん方のご審議のほどよろしく願いしま
す。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集 7 ページ、整理番号 15 番を議題
とします。この議題につきましては、議案集 8 ページ、議案
第 44 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について整理
番号 1 番との関連がございますので、一括審議としたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局
に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 15 番について説明します。なお、先ほど
会長が申しましたとおり、この案件は、4 条の整理番号 1 番
と関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。
申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書

記載のとおりです。地目は田3筆、面積は、合計で174平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。併せてすみません、4条の1番のほうは、田が2筆で1,518平方メートルです。ここも同じく休耕地となっております。目的は、同じく共同住宅で、申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の51および54ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、52および55ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、53および56ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予約通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、法定外公共物（道路）付替え、水路新設申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを新設し、西側道路からの新設進入路を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して北側の既存水路へ流し、汚水は北側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

	立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。 整理番号15番および4条の整理番号1番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。
脇山久利委員	はい。2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明していただきまして、これがちょうど図面を見ますと、左側は宅地造成、もう住宅になって、このあい中がちょっと休耕地になって、田んぼがちょっと並びに飛んで2枚と、その前は農地もあるんですけど、入る道がちょうどここは狭くてですね、ここを譲ってもらって、ここに道路をして、ここから埋め立ての車を入れたり、出入りをしたりするという事で、今回計画されています。3日の日に東部調査会で調査していただきまして、しょうがない、何ら問題はないんじゃないかなという感じで見てもらいました。皆様の審議のほどよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 8 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 6 筆、畑 3 筆、面積は合計で 4, 3 0 3 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 5 7 から 5 9 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（道路・水路）占用申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 3 0 センチメートルの盛土、1 0 センチメートルの切土を行い、棚地的に整地し、土留めを行い、北側道路より既存駐車場を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が添付さ

れています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮原敏久委員 はい。5番宮原です。1日の日に南部調査会で確認をしております。58ページを見ていただいて、道がある際に許可済み地とあります。これが既に駐車場となっておりまして、その下のほうに段々畑がありまして、作付けとしてはもう前からやってないという状況で、荒れております。(転用事情の詳細)…ということで、駐車場の拡張ということでの申請かと思われます。南部調査会でも、これは問題なかろうということになりましたので、皆さんの審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集10ページの整理番号9番までの9件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。それでは説明します。議案書9ページから10ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で9件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。再開を15時45分、11分ばかりしかございませんが、しばらく休憩をとります。お疲れでございます。

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

1 5 時 3 4 分 休憩

1 5 時 4 5 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案集 1 1 ページ、議案第 4 6 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 1 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等につきましては、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長 本案について、質疑や異議はございますか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 12 ページ、議案第 46 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 13 ページ、整理番号 6 番までの 6 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権が 5 件、使用貸借権が 1 件です。面積は、20,255 平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 14 ページ、議案第 47 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 17 ページ整理番号 11 番までの 11 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より依頼があった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律の 5 年後見直しにおいて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が 10 件、使用貸借権の設定が 1 件です。面積は合計で 34,484 平方メートルです。計画の内容は、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集18ページ、議案第48号空き家等に付随した特例農地の指定申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 説明の前にすみません訂正があります。(訂正内容の詳細)…申し訳ございません。

議長 よろしいですか。もう1回言いましょうか。いいですか。今の訂正した所で、わからない所がございましたら、ご質問をお願いしたいと思います。訂正箇所がいくつかあったようですので、わからない所は質問してください。

農地係長 とりあえず説明をしてしまいます。議案書の18ページをご覧ください。農地法第3条では、5,000平方メートル以上耕作しないと農地を取得することができないと決まって

います。しかし、唐津市農業委員会では、空き家バンクに登録されている空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるようにしておりますので、農家の方でなくても、空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を作っています。

整理番号1番、農地は唐津市〇にある畑3筆、田1筆の合計1,085平方メートルです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。農地は、空き家からいずれも約70メートルの圏内の所にあり、徒歩3分以内で容易に耕作できる距離にあります。申請農地のうち2筆の農地については、現に隣接農地の耕作者が維持管理をしている農地であります。権利設定はされておらず、将来的な営農は不確定な状態であります。残りの2筆については、現に耕作の目的に供されていない農地です。6月24日木曜日に、担当地区委員および事務局員で現地の確認をしております。空き家バンクについては、令和3年4月7日に登録されています。このことから、判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明をいたしました。質疑や異議はございませんか。

農地係長 さっきの補足になりますけど、この資料図の1と3のあいだにある土地はですね、親類の方が作ってあるみたいで、

やっぱり周囲が荒れるとイノシシ被害とかが出てきたら困る
ということで、１と３は作ってあるみたいでした。現状、見
に行った時には水田が耕作されておりました。以上です。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。

以上をもちまして、議案第４２号２件、議案第４３号１５
件、議案第４４号２件、議案第４５号９件、議案第４６号７
件、議案第４７号１１件、議案第４８号１件、合計７議案４
７件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん長
時間のご審議誠にありがとうございました。